施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	担当部局名	消費者教育推進課	作成責任者名	消費者教育推進課長 宮原 真太郎		
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進	政策評価 実施予定時期	令和2年8月				
施策の概要	○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育が、今ルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。「エシカル消費」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を深め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。 ○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会作りに向けた機運を高めるため、毎年5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者及び周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 ○食品ロスの削減の推進 令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)に基づき策定する「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の下、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。						
達成すべき目標	 ○教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。 ○普及・啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及・啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止への寄与を図る。 ○食品口スの削減の推進 多様な主体が連携し、国民運動として食品口スの削減に取り組む。 						
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	〇消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和 ⑧、4(2)⑨、4(2)⑩、4(2)⑪、4(2)⑪、4(2)⑮、4(3)①、5(1)⑬、6(〇消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定) ・消費者教育や啓発に係る地方支援、(中略)などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業(PIO-NETの整備、研修、消費者教	(1)⑦		②、4(2)③、4(2)④、4	.(2)⑤、4(2)⑥、4(2)⑦、4(2)		

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号1(4)⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進 関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能Q&A」や2013・2014年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。	1 意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度	食品の安全性に関し、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを推進する。特に、食品中の放射性物質に関しては、具体的には、関係府省や地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会に加え、大消費地での親子参加型イベントに出展する等の取組も行う。関係府省等、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供等を継続して実施し、風評被害の払拭を図る。	令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(2)① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進 消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及び啓発活動を推進する。 消費者教育の実施に当たつては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の	教育推進地域協議会の設置数) 3 都道府県における消費	基本方針等を踏まえ、消費者教育推進会議等を開催し、消費者教育推進のため、先進事例等の把握、周知及び普及に努める。	令和元年度
教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。 消費者基本計画工程表 施策番号4(2)③「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」の検討等	者教育コーディネーターの配置状況		
消費者教育推進会議における検討を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策の実施状況等に照らして2018年3月20日に変更を行った基本方針に基づき、施策を実施する。その状況を踏まえ、必要に応じて基本方針の変更を検討・実施する。			

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(2)② 地域における消費者教育推進のための体制の整備 国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。 地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県及び指定都市での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金(2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金)によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進す	4 各都道府県・政令指定 都市における消費者教育 推進計画の策定及び消費 者教育推進地域協議会の 設置状況(消費者教育推 進計画の策定数、消費者 教育推進地域協議会の設 置数)(再掲)		
る。 地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。 消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。 消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑤ 教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・ 協働(基盤的な情報の整備と体制作り) 消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するため に、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を 図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進す る。 独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政 強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネー		既に消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置をしている都道府 県及び政令指定都市に対して、同計画の進捗管理及び同協議会の運営状況を調査し、分科 会において計画の実効性の確保等について議論を行うとともに、モデル事例となる取組につ いては情報提供を行うことで、全都道府県及び全政令指定都市における同計画の策定及び 同協議会の設置を目指し、地域における消費者教育を支援する。	令和元年度
ターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、今後の消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進のための方策などについて、消費者教育推進会議の下で検討を行う。 消費者基本計画工程表施策番号4(2)⑦ 地域における消費者教育の推進 地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実について、支援・促進する。地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センター等の消費者教育の担点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。	6 地域への講師派遣の 状況(派遣数)	PIMMA AVIDE COLINO, COMPACTA PARA COLINA POR	
独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政 強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネー ターの育成・配置に向けた取組を支援する。 担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識 を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域 で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の 推進を行う。 消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対 象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。	(関連指標) 消費者庁 ウェブサイト「消費者市民 社会のページ」のアクセス 数		

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	
消費者基本計画工程表施策番号4(2)⑥ 学校における消費者教育の推進 1)(略) 2)大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」及び専修学校に対して2018年に実施した「専修学校における消費者教育取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。(略) 3)消費者教育の人材(担い手となる教職員)の育成・活用(略)「若年者の消費者教育分科会」において検討を行った、教員の指導力向上のための方策について、2018年6月の取りまとめと同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を改定(2018年7月12日)した。アクションプログラムに盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を推進する。 4)関係省庁の連携による消費者教育の推進学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。	7 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションブログラム」に基づく消費庁を必要はかな消費の電子の企業を対して消費のではある。	「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国の高等学校等での実践的な消費者教育を推進し、消費者庁作成教材「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材の全国での活用を促す。 (関連指標として、学校における消費者教育の推進に関連する議論を行った分科会の開催回数を示す。)	令和元年度
消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、教材を使用した授業を実施(試行)し、試行の検証を行うとともに、「活年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進する。2018年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の活用に係る検討を行う。大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進する。(略)消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。消費者基本計画工程表施策番号5(1)③ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催	(関連指標) 消費者教育推進会議の分 科会開催回数		

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(2)④ 消費者教育に使用される教材等の整備年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年2月に「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。	8 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(消費者教育に使用される教材等の整備)	\	
フョフ・ロックム」に参うさ、関係者用が連携して根理する。 消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進 するため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、教材を使用した授業 を実施(試行)し、試行の検証を行うとともに、「若年者への消費者教育の推 進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進する。 2018年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の活用 に係る検討、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討 する。 消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑧ 家庭における消費者教育の推進	(関連指標) 消費者教育ポータルサイト	消費者教育ポータルサイトにおいて、それぞれの段階に応じた教材等の情報提供を行うとと もに、消費者教育ポータルサイトに対する要望等の調査を踏まえ、今後の情報提供の在り方	令和元年度
消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。 消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。 消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育の推進 事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。 事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。	(関連指標) 消費者教育ポータルサイト における情報提供の状況 (事業者・事業者団体によ る取組事例に係る掲載件 数)		
消費者基本計画工程表施策番号4(2)⑪ 金融経済教育の推進 金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。 金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。	(関連指標) 消費者教育ポータルサイト における情報提供の状況 (「生活の管理と契約」の領域に係る教材の掲載数及 び教材を使った取組事例 数)		

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(2)⑩ エシカル消費の普及啓発 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施する。 倫理的消費調査研究会の「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討する。 検討に当たり関係省庁との連携を図る。 また、エシカル消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも 開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。 エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気の醸	9 エシカル・ラボの開催状況(開催回数)	倫理的消費調査研究会の取りまとめを踏まえ、普及のためのイベントとして「エシカル・ラボ」 を開催する。	令和元年度
成、メディアや広報の活用、エシカル商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)を行う。また、消費者・事業者・行政による推進組織(プラットフォーム)の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も検討する。先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組については、「消費者行政新未来創造オフィス」において行う。	10 エシカル消費の普及に 関連する取組事例の収集 状況(収集件数)	また、エシカル消費の普及のため、「消費者行政新未来創造オフィス」を中心に、先進的な取組事例の収集を行う。	171870 172
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	 目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(2)(1) 食品口ス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進 食品口スを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する(関係省庁等連絡会議は消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が参加。共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。)。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】 1)(略)食品口スの内容、発生要因等を分析する。 2)食品口ス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。3)・4)(略) 5)食品関連事業者による食品口ス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。6)飲食店等における食べきれる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。7)(略) 8)賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組(フードバンク活動)に対して必要な支援を行う。 9)地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。 10)・11)(略) 12)ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直す。)。 13)全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。 14)「消費者行政新未来創造オフィス」において実施した実証事業の結果を踏まえて、家庭における食品ロスの削減に資する取組について、全国展開を図る。	11 食品ロス削減のために 何らかの行動をしている国 民の割合	消費者の意識に関する調査で「食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む人の割合」 を向上させる(令和元年度:80.0%以上)。	令和元年度

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定	指標	目標		目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(2)⑤ 食育の推進 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。また、食育推進会議が2016年3月18日に作成した、2016年度から2020年度を対象期間とする第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。	資料等の配布(件数)		食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。			令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定	指標			目標	目標年度
消費者基本計画工程表施策番号4(3)① 消費者団体等との連携及び支援等 消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。また、地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。さらには、高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する(地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施(2015年度)、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施(2016年度以降))。	13 消費者団 交換回数	体との意見	消費者団体との意見交換を推進する。		ెం.	令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標		目標年度	
消費者基本計画工程表施策番号6(1)⑦ 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革 「消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革」の具体化に向けた施策として、人事院と消費者庁との共催により本府省審議官級に昇任した職員を対象に、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施する。	議官級に昇任した職員)に対し、消費生活センター等		国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)向けに消費生活センター等における窓口業 務を体験する研修を着実に実施する。		令和元年度	
達成手段	補正後予算額(執行額		令和元年度当初予算額 「100円」	関連する	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー
EW 1 12	29年度	30年度	171870千及31/07 弃职	指標	是M 1 秋 7 M 文 寸	事業番号
(1)消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費	46,549千円 (18,311千 円)	49,827千円 (48,467千 円)	55,500千円	1~14	消費者の安全、安心を実現するため、合理的意思決定ができ、社会の発展と改善に積極的に参加する自立した消費者を育てることが大切であり、そのために消費者教育・普及啓発における政策の企画・立案・推進等を行う。	0008